

広域搬送拠点臨時医療施設用高度医療資機材無償貸付協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と防衛医科大学校病院（以下「乙」という。）とは、次のとおり広域搬送拠点臨時医療施設（以下「ＳＣＵ」という。）用高度医療資機材の無償貸付協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が埼玉県広域医療搬送計画（平成28年3月7日埼玉県策定）において、ＳＣＵを航空自衛隊入間基地に設置することとしたことを受け、当該ＳＣＵで使用を予定する高度医療資機材の平時（ＤＭＡＴ出動要請の解除又はＤＭＡＴ待機要請の解除のいずれか遅い方からＤＭＡＴ待機要請発出までの間を指す。以下同じ。）における管理及びＳＣＵ設置の際の搬送を実施するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年埼玉県条例第16号）第8条の規定に基づき、当該高度医療資機材について、乙に無償で貸し付けることを目的とする。

（貸付物品）

第2条 甲は、前条に掲げる目的のために、その所有に係る別紙記載の物品（以下「貸付物品」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（貸付人の責務）

第3条 甲は、乙に対し、平時かつ貸付物品が乙の管理下にある状況において、貸付物品について乙のＤＭＡＴ装備品としての使用権を付与するものとする。

- 2 甲は、乙による貸付物品の搬送の際、ＳＣＵが設置される区域への搬入車両等の立入手続き等を支援するものとする。
- 3 甲は、ＳＣＵ用高度医療資機材の配備状況及び貸付物品の状態を把握し、ＳＣＵの開設及び運営等について、これが有効に機能するよう、貸付物品の数量、配備先及び貸付期間等について必要に応じて見直しを実施する責務を負う。
- 4 甲は、乙から前項に掲げる事項に関する見直しについて申し出があった場合、これに誠実に対応しなければならない。

（借受人の責務）

第4条 乙は、平時において、貸付物品がＳＣＵについてでも使用することができるよう、貸付物品の管理を実施する責務を負う。ただし、貸付物品が乙の管理下にある場合に限る。

- 2 乙は、甲の指示に基づき、貸付物品のＳＣＵ設置場所へ搬送する責務を負う。
- 3 乙は、前2項の責務を達成することができないことが明らかになった場合は、速やかに甲に対してその旨を書面で報告しなければならない。ただし、災害対応時等の非常時においては口頭による報告でも差し支えないものとし、その場合は、後日書面により改めて報告するものとする。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 甲は、本協定を継続しようとするときは、前項に定める貸付期間が満了する2か月前までに、乙に対してその旨を書面で申し出なければならない。
- 3 乙は、甲から前項の規定に基づく申し出があったときは、当該申し出の書面を受領後1か月以内に、その諾否を書面で回答しなければならない。

(瑕疵担保等)

第6条 乙は、本協定締結後において、貸付物品に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見した場合は、遅滞なく甲に対しその内容を通知しなければならない。

2 乙は、甲に対し、前項に係る損害賠償の請求をすることができないものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づき、乙から通知を受けた場合は、速やかに瑕疵のない状態に回復するよう、努めるものとする。また、貸付期間中に瑕疵のない状態に回復することができないか、できないと見込まれる場合は、その旨を乙に対し、説明しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、貸付物品の使用権を第三者に譲渡し、貸付物品を転貸し、又は貸付物品の使用目的を変更してはならない。ただし、第4条第2項の規定に基づき貸付物品をSCU設置場所へ搬送したときは、乙以外の使用を妨げないものとする。

2 乙は、貸付物品の現状を変更しようとするときは、詳細な変更内容とその理由を書面をもって申し出るものとし、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(善管注意義務)

第8条 乙は、貸付物品を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 乙は、第3条第1項の規定に基づく使用権の行使の範囲において第三者に損害を発生させた場合においては、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責任を果たした場合には、甲は乙に求償することができるものとする。

(経費負担区分)

第10条 乙が行う整備点検及び補修に係る経費のうち甲が認めたものについては、甲が負担するものとする。

2 乙は、第3条第1項の規定に基づく使用権の行使の範囲において、自己の負担において保清及び消耗物品の補てんを行うものとする。

(滅失き損等の通知)

第11条 乙は、第3条第1項の規定に基づく使用権の行使の範囲において、貸付物品の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第12条 乙は、第3条第1項の規定に基づく使用権の行使の範囲において、貸付物品の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、自己の負担において原状に回復しなければならない。

2 乙は前項の規定に基づいて貸付物品を原状に回復することが困難である場合は、甲の認定するところにより、当該滅失又はき損による損害を甲に賠償しなければならない。

3 甲は、前項の規定に基づき損害を賠償させるとともに、本協定を解除することができるものとする。

(消耗物品の期限管理)

第13条 乙は、貸付物品に付随する消耗物品のうち、使用期限の管理が必要な物品について、その期限管理を適切に行うものとする。

2 貸付期間中の期限終期を迎えることとなる消耗物品については、甲の負担により入れ替え等を実

施するものとする。

(調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員に、乙に対しその状況に関して質問させ、又は貸付物品を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

(使用状況報告)

第15条 乙は、貸付期間中において、甲からの指示に基づき、貸付物品の状態及び使用状況について調査を実施し、甲の指定する日までに甲の指定する方法をもって甲に報告するものとする。

2 前項の各調査日における調査対象期間は、下表のとおりとする。

調査日（基準）	調査対象期間
甲が指定する日	前回調査日の翌日から左記の調査日まで

3 乙は、貸付期間終了時における貸付物品の状態及び使用状況について、貸付期間最終日の翌日から30日以内に、書面をもって甲に報告するものとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が本協定条項に違反したとき。
- (2) 甲において、公用又は公用に供するため貸付物品を必要とするとき。
- (3) その他乙に貸し付けることが適当でないと認められる事由があったとき。

2 乙は、次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 甲が本協定条項に違反したとき。
- (2) 乙において、防衛省又は自衛隊の任務を遂行するに当たり、貸付物品の管理が障害となるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他本協定を締結していることが適当でないと認められる事由があったとき。

(貸付物品の返還)

第17条 乙は、甲が前条第1項第1号若しくは第3号の規定により本協定を解除したときは、甲の指定する期日までに貸付物品を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲乙両者協議により変更された状態のまま返還することを妨げないものとする。

2 甲は、貸付期間が満了したとき、又は前条第1項第2号若しくは同条第2項各号のいずれかの規定により本協定が終了した時は、甲の負担により貸付物品を引き取るものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第16条第1項の規定により甲が本協定を解除した場合において、貸付物品に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があつても、これを甲に請求できない。

(損害賠償)

第19条 乙は、第3条第1項の規定に基づく使用権の行使の範囲において、貸付物品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付物品の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第12条第1項の規定により当該物品を原状に回復した場合にはこの限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本協定に定める責務を履行しないため甲に損害を与えたときは、

その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第16条第1項第2号の規定により本協定を解除した場合において乙に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(疑義の決定)

第20条 本協定に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、ポータブルドキュメントフォーマット（PDF）にてパスワードにより改編に制限を施したPDFファイルを作成し、別に定める当該パスワード情報と併せて、各々で保有するものとする。

令和6年3月29日

貸付人 甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県
埼玉県知事 大野 元裕

借受人 乙 埼玉県所沢市並木3-2
防衛医科大学校病院
病院長 塩谷 彰浩

別紙番号	品目
別紙 1	ベッドサイドモニタ
別紙 2	輸液ポンプ
別紙 3	人工呼吸器
別紙 4	携帯型超音波診断装置
別紙 5	自動体外式除細動器
別紙 6	ポータブル吸引器

別紙 1

○ベッドサイドモニタ

銘 柄	型 式	数 量
日本光電工業(株)	BSM-1773	6式
(内訳)		
本体	BSM-1773	6台
AC クレードル	SC-170R	6個
電源コード W(ND01-AC2500)	L949	6本

別紙2

○輸液ポンプ

銘 柄	型 式	数 量
テルモ(株)	TE-281A	6式
(内訳)		
本体	TE=281A	6台
AC 電源ケーブル		6本
ワンタッチホール		6個

別紙3

○人工呼吸器

銘 柄	型 式	数 量
日本光電工業(株)	HAMILTON T1	2式
(内訳)		
本体	HAMILTON T1/H	2台
コネクタ	HM160470	2個
電源コード	HM355198	2本
呼気弁セット C1	VV059	1個
呼気弁セット C1	V404A	1個
酸素セル(C シリーズ用)	VV060	2個
バッテリパック C1 タイプ	V481	2個
耐圧ホース酸素(川崎)5M	V460A	2本

別紙4

○携帯型超音波診断装置

銘 柄	型 式	数 量
GE ヘルスケア・ジャパン(株)	Vscan Extend R2 Dual Probe	1式
(内訳)		
本体	Vscan Extend R2 Dual Probe	1台
充電式バッテリーチャージャー用 AC アダプター	(Vscan Extend用)	1個
本体用保護ケース AC/DC アダプター	(Vscan Extend用)	1個
Extend 本体用ソフトケース	L945	1個
USB ケーブル		1本
4GB microSD カード		1個
日本光電工業（株）	Lumify	1式
(内訳)		
本体	LS1-CLS	1台
コンベックストランステューサ	C5-2	1個
リニアトランステューサ	L12-4	1個
セクタトランステューサ	S4-1	1個
キャリーバッグ		1個
トランステゥーサケーブル		1本

別紙5

○自動体外式除細動器

銘 柄	型 式	数 量
日本光電工業(株)	AED-3100	2式
(内訳)		
本体	AED-3100	2台
使い捨てパッド	P-740	2個
バッテリパック	SB-310V	2個

別紙6

○ポータブル吸引機

銘 柏	型 式	数 量
(株)レールダルメディカルジャパン	サクションユニット	2台